

議案第 5 8 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
改正について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
を改正する条例

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第
1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

定 額 制	世帯の構成 人数	人 数 割 料 金 (月額)	基 本 料 金 (月額)
	1 人	3 0 0 円	1 8 0 円
	2 人	6 0 0 円	
	3 人	9 0 0 円	
	4 人	1 , 2 0 0 円	
	5 人	1 , 5 0 0 円	
	5 人を超え る場合	1 , 5 0 0 円に 1 人 増すごとに 3 0 0 円 を加算した額	

を

備考

- 1 手数料は、月額で算出するものとし、世帯の構成人数に応じた人数割料金の月額に基本料金の月額を加えた額とする。
- 2 し尿の収集及び運搬を行った回数が当該月中に1回を超えるときは、超える回数ごとに180円を加算するものとする。
- 3 複数の便槽を有する世帯において、1回に1便槽を超える便槽からし尿の収集及び運搬を行ったときは、1便槽を超える便槽ごとに180円を加算するものとする。
- 4 世帯の構成人数の認定は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月の初日における当該世帯の構成人数（2歳未満の乳幼児を除く。）により行うものとする。

定額制	人数割料金	基本料金
	世帯の構成人数1人当たり300円	1回当たり180円

備考

- 1 手数料は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月に限り算出するものとし、当該月において算出する額は、人数割料金の額に基本料金の額を加算した額とする。
- 2 複数の便槽を有する世帯において、1回に1便槽を超える便槽からし尿の収集及び運搬を行ったときは、1便槽を超える便槽ごとに180円を加算するものとする。
- 3 世帯の構成人数の認定は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月の初日における当該世帯の構成人数（2歳未満の乳幼児を除く。）により行うものとする。

に、

従量制	従量料金	基本料金（月額）
	1リットル当たり7円	180円

備考

- 1 手数料は、月額で算出するものとし、当該月の従量料金に基本料金の月額を加えた額とする。
- 2 し尿の収集及び運搬を行った回数が当該月中に1回を超えるときは、超える回数ごとに180円を加算するものとする。

を

「

従量制	従量料金	基本料金
	1 リットル当たり 7 円	1 回当たり 1 8 0 円
備考 手数料は、し尿の収集及び運搬を行った日の属する月に限り算出するものとし、当該月において算出する額は、従量料金の額に基本料金の額を加算した額とする。		

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

し尿の収集及び運搬に関する手数料の算出に係る規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。